

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府八尾市太田新町七丁目184番地

氏 名 株式会社高産
代表取締役 高田 昌佐己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 5年5月16日

許可の有効年月日 令和 10年5月15日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1 燃え殻	7 紙くず	13 金属くず
2 汚泥	8 木くず	14 ガラスくず
3 廃油	9 繊維くず	15 鋳さい
4 廃酸	10 動植物性残さ	16 がれき類
5 廃アルカリ	11 動物系固形不要物	17 ばいじん
6 廃プラスチック類	12 ゴムくず	

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上 17 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地：藤井寺市川北一丁目46番3の一部ほか2筆

面 積：306.4m²

保 管 上 限：203.7m³

積み上げ高さ：1.3m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 16の8種類

1の6, 14, 16については石綿含有産業廃棄物を含む。1の7, 8, 9, 12, 13については石綿含有産業廃棄物を除く。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 5月16日 当初許可

令和 5年 4月21日 許可更新

5. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

以下余白